

審 査 基 準

令和4年6月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標準処理期間： 次に掲げるとおり。ただし、行政庁の休日は含まない。 （1）北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センター：1日 （2）警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。）：20日 （3）長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町交番：20日
申 請 先： 1 即日交付を希望する場合 北信運転免許センター、東信運転免許センター又は中南信運転免許センター 2 即日交付を希望しない場合 （1）警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。） （2）長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番又は池田町交番
問 い 合 わ せ 先：東北信運転免許課北信運転免許センター（電話：026-292-2345）
備 考：